

農協改革の着実な推進について

令和 5 年 4 月

農林水産省

規制改革実施計画と監督指針の対応関係について

規制改革実施計画 (令和3年6月18日閣議決定) (抜粋)

農協監督指針等の改正・反映 (=農林水産省(都道府県)が指導・監督を行う仕組み)

a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組みを構築する。

① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との**徹底的な対話を行い、総会で決定**する。

(i) **自己改革を実践するための具体的な方針**(信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める)

(ii) **中長期の収支見通しについてのシミュレーション**(農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する)

(iii) **准組合員の意思反映及び事業利用についての方針**(准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める)

② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、**自己改革のための具体的なアクションを実行**する。

③ 農協は、毎年、**自己改革の実績や取組状況等**について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、**組合員の評価と意向**を踏まえ、更なる改革の取組のため、**事業計画への反映や方針等の修正等**を行う。

④ **この一連のプロセスを毎年継続**して実施していく。

b 農林水産省は、**全国組織**において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって**助言、優良事例の横展開等**を図るとともに、**自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施**し、これらを通じ、**農協に対する支援等**を行うための仕組みを構築する。

→ 農協監督指針
II-6-1 **自己改革の実行、継続及び強化** ⇒ P6

→ 農協監督指針
II-6-2 **自己改革を実践するための具体的な方針の策定と実践サイクルの構築**
II-6-2-2 **主な着眼点** ⇒ P6,7

→ 農協監督指針
II-1 **経営管理体制**
II-1-1-2 **主な着眼点** ⇒ P9,10

→ 農協監督指針
II-7 **組合員の事業利用**
II-7-2 **主な着眼点** ⇒ P12,13

→ 農協監督指針
(i) 自己改革
II-6-2-2 **主な着眼点** ⇒ P7,8
(ii) 中長期のシミュレーション
II-1-1-2 **主な着眼点** ⇒ P9~11
(iii) 准組合員の方針
II-7-2 **主な着眼点** ⇒ P12,13

→ 農協監督指針
II-6-2-2 **主な着眼点** ⇒ P14,15,19

規制改革実施計画と監督指針の対応関係について

規制改革実施計画 (令和3年6月18日閣議決定) (抜粋)

農協監督指針等の改正・反映 (=農林水産省(都道府県)が指導・監督を行う仕組み)

c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、**自己改革の実績等について報告**を求め、**進捗状況、収支状況等を把握**し、農協や全国組織における取組の**加速化・見直し**等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、**必要な措置**を検討・実施する。

→ 農協監督指針

着眼点に基づいた対応を行う際の監督手法・対応について記述

- (i) 自己改革
II-6-2-3 監督手法・対応
- (ii) 中長期のシミュレーション
II-1-1-3 監督手法・対応
- (iii) 准組合員の方針
II-7-3 監督手法・対応

d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。

→ 信用監督指針

II-12-1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】

II-12-2 自己改革実践サイクルの構築

II-12-2-2 主な着眼点【共通】

⇒ P17～19

① JAバンクとして、**農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略**を策定する。

② これを踏まえ、農林中金、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、**具体的な行動内容等を定める個別計画**を策定する。

③ その個別計画に基づき**具体的アクションを実行**し、その**実績や取組状況について**、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、**個別計画への反映**を行う。

④ **農林中金**において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、**農協に対して融資の審査等に必要**な貸出システムの導入といった**支援**や目標達成のために必要な助言等を行う。

→ 信用監督指針 II-12-3

着眼点に基づいた対応を行う際の監督手法・対応について記述

e 農林水産省は、dの①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、**農業・関連産業向けの投融資の実績について報告**を求め、**進捗状況等を把握**し、**見直し**等が求められる場合には、**必要な措置**を検討・実施する。

農林水産省の対応状況

- **各農協においては、農協監督指針の改正を受けて、組合員との対話を通じ、令和4年事業年度の通常総会において「3つの方針等（※）」を決定。**
 - ※ 規制改革実施計画の(i)「自己改革を実践するための具体的な方針」、(ii)「中長期の収支シミュレーション」を踏まえた収支改善策や事業計画等、(iii)「准組合員の意思反映及び事業利用についての方針」
- **農林水産省は、農協を所管する都道府県を通じて各農協が総会で決定した3つの方針等を収集するとともに、都道府県及び各都道府県中央会、信連（指導機関）等に対しヒアリング等を実施。**

(1) 各農協が策定した3つの方針等の確認（令和4年4月～10月）

都道府県を通じ、各農協が策定した3つの方針等及び組合員向け説明資料を収集。

- 551の総合農協(※)において、3つの方針等が策定されていることを確認
 - ※ 確認時点で対象となった農協のうち、令和5年度中に合併を予定する等の3農協を除く全ての農協。

(2) 都道府県及び指導機関に対する助言等

ア 指導機関等ヒアリングにおける助言等（7月～12月）

令和4年7月から都道府県及び指導機関等に対しヒアリングを行い、農協における3つの方針等の策定に当たっての**組合員との対話状況**、3つの方針等の内容に対する**見解**、**今後の指導方針等**を確認し、**助言**。

- 47都道府県の農協担当部局及び指導機関等へのヒアリングを実施

イ 個別農協との対話（8月～）

現場の取組実態等の**把握**及び**自己改革の取組の後押し**のため、直接農協に出向き対話を実施。

- 令和4年度は15農協との対話を実施

(3) 事例集の作成・都道府県等への共有（令和4年10月）

上記(1)で収集した各農協の**3つの方針等**について、**項目別に優良事例等をまとめた事例集**を作成。

- 農協を所管する都道府県に共有

(4) 全中等の農協支援に係る進捗の確認

JAグループとしての取組の方向性が監督指針等に沿ったものとなるよう、**全中や農中の農協支援**について節目節目で**進捗を確認**。

(5) 全中幹部との意見交換

全中幹部から自己改革の取組状況の説明を受け、今後の進め方等について方向性を共有。

農協

(自己改革実践サイクルの実行)

県域中央会 ・ 連合会

全中・全農 農中・全共連

- 農協の自己改革を支援
(優良事例の横展開、拠点再編等の収支改善策の策定支援など)
- 連合会自らの改革、農業者の所得向上への寄与

- 総合的なヒアリング、業務報告書等、「3つの方針等」に関する資料徴収
(自己改革の取組状況の把握・助言等)
【3月決算農協の場合：6月以降（総会終了後）】

- 指導機関等ヒアリング
(47都道府県の県域連合会（中央会等）と3つの方針等に係る意見交換) 【令和4年9月下旬～12月末】
- 信連に対する総合的なヒアリング
(32都道府県の信用事業の状況や農協支援に係る意見交換) 【令和4年7月中旬～9月上旬】
- 全中等の農協支援に係る進捗の確認

- 農協との対話
(現場の取組実態や問題意識の把握、自己改革の後押し)
【R4実績：15農協】

都道府県

農林水産省

- 指導機関等ヒアリング
(47都道府県との3つの方針等に係る意見交換)
【令和4年9月下旬～12月末】
- 「3つの方針等」に関する資料提供依頼

(参考) 農協系統組織と行政の役割分担 (自己改革実践サイクル関係)

農協系統	農協	都道府県中央会・連合会	全国域中央会・連合会
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員との徹底した対話を通じた自己改革に係る3つの方針等の総会決定・実施 → 自己改革実践サイクルの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県域内の農協に対する支援等 全国連の支援をもとに、県域の状況を加味した <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの方針等の策定支援(助言) ・ 各農協の自己改革に係る実践状況の確認・助言、優良事例の横展開 ・ 農協の自己改革等の取組に対する支援メニューの提示・助言 ○ 県連自らの改革、農業者の所得向上への寄与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協の自己改革の取組(生産資材、輸出、他業種連携、販売網の拡大等)との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県中央会・連合会に対する支援等 都道府県中央会を通じた <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの方針等の策定支援(助言) ・ 各農協の自己改革に係る実践状況の確認・助言 ・ 優良事例の横展開 ○ 全国連自らの改革、農業者の所得向上への寄与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協の自己改革の取組(生産資材、輸出、他業種連携、販売網の拡大等)との連携支援等

行政	都道府県	農林水産省
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農協への助言・指導等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの方針等について、事業計画書等と併せ徴収し把握。(R5事業年度以降)実績や進捗について、業務報告書や組合員向け説明資料等の徴収、ヒアリング等による把握 ・ 農協における取組の加速化、見直し等が求められる場合には、自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って助言・指導等 ・ 都道府県内の優良事例の横展開等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央会・連合会への助言・指導等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全中の「3つの方針等の策定支援」に係る調整、助言等 ・ 都道府県中央会・連合会による農協支援の状況確認・助言等 ・ 全農自らの農業者の所得向上のための改革の状況確認、助言等 ・ 個別農協との対話等 ○ 都道府県との意見交換、助言等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県から提供された3つの方針等の確認及び都道府県への助言等 ・ 優良事例の横展開等